

平成27年度 1号認定子ども 秩父市保育料表

国の利用者負担予想額

各月初日の利用児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額	
階層 区分	定 義		
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	3,000円	
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 77,100円以下	16,100円
第4階層		77,101円以上 211,200円以下	20,500円
第5階層		211,201円以上	25,700円

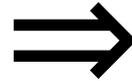


秩父市保育料表

各月初日の利用児童の 属する世帯の階層区分			保育料	
国階層	市階層	定 義	新制度に移行する 幼稚園	公立幼稚園
第1階層	第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯及び当該年度分の市町村民税が均等割のみ世帯	3,000円	3,000円
第3階層	第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 77,100円以下	11,200円
第4階層	第4階層		77,101円以上 211,200円以下	16,100円
第5階層	第5階層		211,201円以上	20,200円

平成27年度 1号認定子ども 秩父市保育料表(母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等の軽減)

各月初日の利用児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額
階層 区分	定 義	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	15,100円



各月初日の利用児童の 属する世帯の階層区分			保育料	
国階層	市階層	定 義	(新制度に移行する幼稚園、公立幼稚園)	
第2階層	第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯及び当該年度分の市町村民税が均等割のみ世帯	0円	
第3階層	第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 77,100円以下	10,500円